

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 1 日

各治験依頼者様

京都府立医科大学附属病院長

治験関係規程等の一部改正に伴う対応について

厚生労働省医薬食品局長より「再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令の施行について」（薬食発 0812 第 16 号、平成 26 年 8 月 12 日付）に基づく行政の主な取組みを踏まえ、本院では、下記のとおり関係規程の改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 今回改正する規程等

- ・ 京都府立医科大学附属病院治験実施取扱規程

2 改正時期

- ・ 平成 29 年 3 月 1 日